#### 川場村みんなでつくる美しいむら条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)および景観法施行規則(平成16年国土交通省令100号。以下「省令」という。)ならびに川場村みんなでつくる美しいむら条例(平成22年川場村条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法および省令ならびに条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第5項、第11条第3項第13号、第25条で定める公共団体等)

- 第3条 条例第3条第5項で定める公共団体等は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 日本下水道事業団
  - (2) 独立行政法人
  - (3) 国立大学法人
  - (4) 地方住宅供給公社
  - (5) 地方道路公社
  - (6) 土地開発公社
  - (7) 地方独立行政法人

(条例第7条第2号の規則で定める工作物)

- 第4条 条例第7条第2号の規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 門・塀・垣・柵(木塀、生垣、自然石積みその他これらに類するものは除く)
  - (2) 擁壁その他これらに類するもの
  - (3) 広告塔、広告板、電波塔、物見櫓、装飾塔その他これらに類するもの
  - (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
  - (5) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
  - (6) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに 類するもの(風力発電機等はこれにあたる)
  - (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これ らに類するもの
  - (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これ らに類するもの
  - (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設

- (10) 自動車車庫の用に供する立体的な収納施設
- (11) 汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの
- (12) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (13) 電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線(これらの支持物を含む)、その他これらに類するもの
- (14) 屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの (行為の届出)
- 第5条 条例第11条第1項に規定する届出書は、行為の届出書(別記様式第1号)とする。
- 2 条例第 11 条第 1 項の規則で定める書類等は別表第 1 に定める図書とする。ただし、村 長が図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができるものとする。
- 3 第1項の届出は、行為の30日前までに村長に提出しなければならない。ただし、村長 が適当と認める場合は、この規定は適用しないものとする。
- 4 第1項の届出書に変更が生じた場合は、行為の変更届出書(別記様式第2号)を提出するものとする。(軽微な変更は除く。)
- 5 前項の届出には、第2項に規定する図書(変更に係るものに限る)を添付しなければならない。
- 6 村長は、第1項の届出があった場合は、届出受理通知書(別記様式第3号)を交付する ものとする。ただし、村長が良好な景観の形成に支障を来たすおそれがないと認めるとき は、届出書に行為着手可能日を記入のうえ、届出をしたものに返却するものとする。
- 7 届出者は、第1項の届出に係る行為が完了したときは、行為の完了届け(別記様式第4 号)を村長に提出するものとする。

#### (事前協議の届出等)

- 第6条 条例第12条第1項の規則で定めるところによる協議は、事前協議書(別記様式第5号)に別表第1に示す関係書類を添え、村長に提出し事前協議を行わなければならない。
- 2 条例第 12 条第 3 項の規則で定めるところによる指導は、次に掲げる行為を行う事業者 に対し行うこととする。
  - (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業
  - (2) 建築物の建築で、高さが13メートルを超えるもの又は地上3階建て以上のもの
  - (3) リゾートマンション等の建築
  - (4) 特殊建築物の建築で、地上2階建て以上のもの又は敷地面積が250メートル以上のもの

- (5) 高さが 15 メートル以上の工作物の建設
- (6) その他、村長が必要と認めた行為
- 3 条例第 12 条第 4 項の規則で定めるところによる書類は、地元説明会報告書(別記様式 第 6 号)に別表第 2 に示す関係書類を添えたものとする。

#### (審査)

- 第7条 条例第14条第2項の規則で定めるところにより行う美しいむらづくり審議会への 諮問は、次に掲げる行為を行う事業者に対し行うこととする。
  - (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業
  - (2) 建築物の建築で、高さが13メートルを超えるもの又は地上3階建て以上のもの
  - (3) リゾートマンション等の建築
  - (4) 特殊建築物の建築で、地上2階建て以上のもの又は敷地面積が250メートル以上のもの
  - (5) 高さが 15 メートル以上の工作物の建設
  - (6) その他、村長が必要と認めた行為
- 2 条例第14条第2項の規則で定めるところによる審査は、次の各号によるものとする。
  - (1) 事業主は、国土利用計画法、(昭和49年法律第92号)農地法(昭和27年法律第229号)その他関連法令を遵守しなければならない。
  - (2) 景観計画に定める美しいむらづくりに関する目標や方針に沿ったものであること。
  - (3) 眺望景観や周辺の景観等に対する配慮が十分であること。

#### (承認の基準)

第8条 条例第15条第2項の規則で定めるところによる承認の基準は、景観計画に定められた美しいむらづくりに関する基準との適合に配慮されたものとして、村長が認めるものとする。

(美しいむらづくり活動団体への支援等)

- 第9条 条例第28条第1項の規則で定めるところにより行う支援は、別に定めるところにより、村長が支援することができる。
- 2 条例第28条第2項の規定による申請者は、美しいむらづくり活動団体認定申請書(別記様式第7号)を村長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により認定された美しいむらづくり活動団体の内容等に変更があったときは、美しいむらづくり活動団体登録変更届出書(別記様式第8号)を村長に提出するものとする。

#### (助成)

第 10 条 条例第 29 条第 2 項の規則で定めるところにより行う助成は、別に定めるところにより、村長が助成することができる。

(美しいむらづくり協定等)

- 第 11 条 条例第 31 条第 3 項の規定による代表者は、美しいむらづくり協定書(別記様式第 9号)を村長に提出するものとする。
- 第12条 条例第32条の規則で定める規模は、次に掲げる規模とする。
  - (1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業
  - (2) その他、村長が必要と認めた行為

(美しいむらづくり審議会)

第13条 条例第33条第2項の規則で定めるところによる審議会の組織及び運営に関しては、 別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 川場村美しいむらづくり条例施行規則(平成4年川場村規則第4号)は、廃止する。ただし、この規則が適用されるまでは、なお従前の例による。

# 別表第1(第5条、第6条関係)

# 【景観計画区域・景観形成重点地区共通】

行為の種類		添 付 図 面
1 1 行列 リング 生 天只	種類	明示すべき事項
1 建築物の新築、増築、	位置図	(1)方位、道路及び目標となる地物
改築若しくは移転、外		(2)行為地の場所
観を変更することとな		(1)方位及び縮尺
る修繕若しくは模様替		(2)敷地の形状及び寸法
又は色彩の変更		(3)敷地内における届出に係る建築物等の位置
		(4)開口部の位置
2 工作物の新設、増築、	配置図	(5)届出に係る建築物等と他の建築物等との別
改築若しくは移転、外		(6)敷地の接する道路の位置及び幅員
観を変更することとな		(7) 隣接する土地の利用状況、用途等
る修繕若しくは模様替		(8) 植栽、樹木等の位置、樹種及び樹高
又は色彩の変更		(9) 土地の高低
		(10)外構施設の位置、材料及び面積
		(1)方位及び縮尺
	立 面 図	(2)寸法
	(4面)	(3)開口部、付属設備、軒等の位置及び形状
		(4)屋根、外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩
	カラー	(1)行為地及び建築物等の現況
	現況写真	(2)行為地付近の現況(2方向以上)
	そ の 他	参考となるべき事項
3 開発行為	位置図	(1)方位、道路及び目標となる地物
(土地の区画形質		(2)行為地の場所
の変更)		(1)方位及び縮尺
	現況図	(2)付近の土地の利用状況
	ᇪᄱ	(3)敷地の接する道路の位置及び幅員
		(4)行為の区域
		(1)方位及び縮尺
		(2)公共公益施設の位置及び形状並びに予定建築物等
	計画図	の敷地の形状及び用途
		(3)行為後ののり面又はよう壁その他の構造物の位
		置、種類及び規模
		(4)事後の措置及び緑化計画

行為の種類			浔	72	付	[3	খ্ৰ	面			
1 1 行びノイ里犬貝	種	類		明	示	す	ベ	ਣੇ	事	項	
	縦 横	断図	行為の	前後に	おける	る土地	の断	面図及	び横圏	所図	
	カラー	-	<b>汽光+</b> #	行為地及び行為地付近の現況 (2方向以上)							
	現 況	写 真	1」為地	<i>I</i> X O 1 .	」為地门	) <u>)                                  </u>	况几	( 2 万	IU (人)	<b>-</b> )	
	そ (	の 他	参考と	なる^	でき事」	項					

4 土地の開墾、土石の	位 置 図	(1)方位、道路及び目標となる地物
採取、鉱物の掘採	位置図	(2)行為地の場所
		(1)行為の区域
5 屋外における土石、	計 画 図	(2)周辺の土地利用状況
廃棄物、再生資源その		(3)事後の措置及び緑化計画
他の物件の堆積	カラー	(ラカサスズ/ラカサイ)にの用(コイカウ) ト)
	現況写真	行為地及び行為地付近の現況(2方向以上) 
	その他	参考となるべき事項

## 別表第2(第6条関係)

# 【景観計画区域・景観形成重点地区共通】

行為の種類		添付書類
1」がリノイ里米は	種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物の新築、増築、		(1)日時、場所
改築若しくは移転、外	説明会の	(2)出席者の住所・氏名(署名のこと)
観を変更することとな	内容	
る修繕若しくは模様替	内台	
又は色彩の変更		
		(1)行為者住所
2 工作物の新設、増築、		(2)行為者氏名
改築若しくは移転、外	説明の方法、	(3)行為の場所
観を変更することとな	説明者、説明	(4)行為の種類
る修繕若しくは模様替	に用いた資	(5)行為の面積
又は色彩の変更	料	(6)その他行為の概要等
3 開発行為		
(土地の区画形質		(1)質疑の内容
の変更)	質疑応答	(2)対策
	<b>具灰/</b> 心口	
4 土地の開墾、土石の		
採取、鉱物の掘採		(1)意見書提出者氏名
		(2)内容
5 屋外における土石、	意見書	意見書が出された場合に限る
廃棄物、再生資源その		
他の物件の堆積		
	その他	参考となるべき事項

# 景観計画区域内行為届出書 (第1面)

年 月 日

川場村長

 届出者 住 所 (所在地)

 氏 名 (名称、代表者)

 電 話 ( )

川場村みんなでつくる美しいむら条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

あて

行為の場所	川場村大字						
景観計画区域の	景観形成	重点地区内					
区別	景観形成	重点地区外					
敷 地 面 積				m²			
行為の種類	建築物 (	延床面積 75	㎡を超える	もの、増改	(築と外観の	の変更・色彩の	の変更
	は当該部	の面積が 2	20 ㎡を超え	るもの)			
	新築	増築	改築	移転	修繕	模様替	
	色彩の	変更					
	工作物(	高さ等の届出	出基準値を起	望えるもの、	外観の変勢	更・色彩の変更	更は当
	該部分の	面積が 20 ㎡	を超えるも	の)			
	新設	増築	改築	移転	修繕	模様替	
	色彩の	変更					
	土地の形	質の変更(5	00 ㎡以上)				
	土地の開	墾、土石の排	採取、鉱物σ	)掘採(面積	₹1,000 m²を	超えるもの)	
	屋外にお	ける土石、原	<b>達棄物、再生</b>	E資源その他	の物件の均	住積	
	(高さ5	mまたは面積	[1,000 ㎡を	超えるもの	)		
行為の期間	着手予定日	年	月 日	完了予定	日	年 月	日
代理者の住所・	住 所						
氏名・電話番号	氏 名						
77			電	話番号			
設計者の住所・	住 所		電	<b>訂番号</b>			
	住 所			話番号			
設計者の住所・	住 所						
設計者の住所・ 氏名・電話番号	住所氏名		Ę				
設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号	住所氏名	ないでください。	<b>=</b>	話番号	受付		
設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号 備考 1 印の	住 所 氏 名 住 所 氏 名	•		話番号	受付		
設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号 備考 1 印の 2 景観形	住 所 氏 名 住 所 氏 名 欄には、記載した	•		話番号	受付		
設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号 備考 1 印の 2 景観形 を提出し	住 所 氏 名 住 所 氏 名 欄には、記載した	は、第2面と第	電 電 3 面(又はい	記話番号 記話番号 ずれか一方)	受付		

# (第2面)

# 景観形成重点地区における建築物の概要(棟番号 )

	N.	₹観形成里只地区にの1)∜ -	<b>少</b> 是不仍 <b>以</b> 版文(怀由)	)					
	構造								
	用途								
建築	<b>築物の規模</b>	届出部分	届出以外の部分	合 計					
	建築面積	m²	m²		m²				
	延床面積	m²	m²		m²				
戸	高さ(階数)	m	m		m				
<u> </u>	観変更の面積	m²	m²		m²				
	肌を文の面積 見への配慮			 該当なし					
	元・1971年		して、主要な眺望点からの						
	配置		辺等、良好な眺望を遮らな 慮有 くとるように配慮						
	形状		観や街並み景観に配慮して	周辺との調和)					
		周囲の棟の方向を合れ 屋根勾配は、4寸以上10							
		茅葺屋根							
屋根		和瓦を使用							
	色彩	茶系の彩度の低い色を	:基調としている 灰)を基調としている						
		_ ·	次)を基調としている   た色彩を基調としている						
		(マンセル表色系によ		))					
外壁	形状	和風 伝統的形態							
	材質	土壁、漆喰壁							
	.332	その他、自然材を使用	I						
	色彩	茶系を基調としている							
		無彩色(黒、灰、白)	を基調としている た色彩を基調としている						
		(マンセル表色系によ		))					
開口部・	形状	伝統的形状		**					
窓戸出		和風の形状							
入口	材質	木材							
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	色彩	茶系の彩度の低い色を							
		_ ·	灰)を基調としている						
		その他、景観に配慮し   (マンセル表色系による色	,た色彩を基調としている !彩 <i>(</i>	))					
	 階数	3階建て以下	MA (	//					
	. 820	良好な景観形成への影	響が少ないと認められる場						
付帯	屋外施設			いては、道路から直接見えない	いよ				
		」う、設置場所や修景等の 外壁に設置する配管類類	)工夫有 等は、建築物との調和に配慮	1. 構造や色彩の工士右					
	広告・サイン			<u>し、構造や色彩の工大有</u> 配慮し、配置、大きさ、色彩、	形.				
	<u>ш</u>	デザインの工夫有							
	自動販売機	周辺の街並みと調和に	配慮し、色彩、配置、デザ	 インの工夫有					
					_				

(第3面) 景観形成重点地区における工作物の概要(番号 )

種類			
工作物の規模	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
過	m	m	m
長  を	m	m	m
外観変更の 面積	m²	m²	m²
景観への配慮	以下に該当する景観への配	· 己慮有 該当	なし
門・塀・垣・柵	高さは出来る限り低く	し、敷地周囲の塀や柵は、 抑え、開放感のある空間? 来る場合は、自然石等の?	
その他工作物	連続して建設する電柱 色彩は、茶系を基調と 色彩は、無彩色(黒、 その他、景観に配慮したり (マンセル表色系による) 駐車場、倉庫、貯蔵施 外周部の緑化等による	している 灰)を基調としている 色彩を基調としている 色彩 ( 設等は、色彩への配慮有	に配慮して、ルートの工夫有

# (第4面) 景観形成重点地区における行為の概要

	開発行為
	土地の開墾
	土石の採取
	鉱物の掘採
行為の内容	その他の土地の形質の変更
	屋外における土石の堆積
	屋外における廃棄物の堆積
	屋外における再生資源の堆積
	屋外におけるその他の物件の堆積
景観への配慮	以下に該当する景観への配慮有 該当なし
変更後の形状	急斜面での開発行為は避ける
	法面や擁壁が必要とならないようにする
	やむを得ない場合として、斜面の景観に違和感なく融和
	土地の不整形な分割又は細分化は避ける
採取等の工法、	展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で実施
修景等	採取等の後に、採取等の前に近い自然状態に戻る工法を採用
堆積の形態等	堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、場所や修景等に工夫有
	極力堆積物の高さを低くし、整然とした堆積としている
l	

川場村長

## 景観計画区域内行為変更届出書

あて

年 月 日

		届出者	住	所 ( 所在均	也)		
			氏	名(名称、	代表者)		
				話	(	)	
				-	`		
111+早	はせみんたでつ	てる美しいない	: 久()	别体纪却创	在5 冬笋 / Tē	の担定に	こより、次のとおり届け出ます。
111-20	1111071012 6 2		ᄭᅑᄞ	/リルビ1 ] /元只) タ	ᄓᅑᅒᆠᅜ	マンス元人上に	こなり、人のこのり届け山より。
<u>,-</u>	* • 4 5						
仃	為の場所	川场朳大子					
当	初の届出日						
変	更の概要						
変							
	変 更 前						
更							
事							
7							
項	変 更 後						
垻							
							受付
備考	印の欄に	は、記載しない	てでく	ください。			

### 景観計画区域内行為届出受理通知書

年 月 日

届出者

住所 (所在地)

氏名(名称、代表者)

樣

川場村長

EIJ

年 月 日付けをもって川場村みんなでつくる美しいむら条例第11条第1項の規定による下記の届け出については、川場村みんなでつくる美しいむら条例施行規則第5条第6項の規定により受理しましたので通知します。

記

2 行為の場所       川場村大字         3 景観計画区域の区別       景観形成重点地区外         4 敷地の面積       建築物(延床面積75 ㎡を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20 ㎡を超えるもの)         新築増築改築移転修繕模様替色彩の変更       工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20 ㎡を超えるもの)         新設増築改築移転修繕模様替色彩の変更       土地の形質の変更(500 ㎡以上)土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積1,000 ㎡を超えるもの)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さ5mまたは面積1,000 ㎡を超えるもの)         6 行為の期間着手予定日年月日       イ代理者の住所・氏名住所氏名         8 設計者の住所・氏名       住所氏名         9 施工者の住所・氏名       住所	_		777	тш /				<b>/</b> T									
3 景観計画区域の区別       景観形成重点地区外         4 敷 地 の 面 積	1							年	<u>月</u>	日							
3 景観計画区域の区別       景観形成重点地区外         4 敷 地 の 面 積	2	行	<u>為</u>	の	場	所	JI	場村大字									
景観形成重点地区外   一	1	早年	<u>-</u> ⊥	: IST +=	ŧως	7 Dil		景観形成	重点均	也区内							
建築物(延床面積75 ㎡を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20 ㎡を超えるもの) 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替色彩の変更	3	京観	計画	II즈 4	火ひと	こかり		景観形成	重点均	也区外							
3 行 為 の 種 類   建築物(延床面積75 ㎡を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が20 ㎡を超えるもの)   新築 増築 改築 移転 修繕 模様替色彩の変更	4	敷力	地	の	面	積						m²					
の変更は当該部分の面積が 20 ㎡を超えるもの) 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替	5	行	為	の	種	類		建築物(	延床面		riを超え	えるも	の、増改	築と	外観の変	変更・値	色彩
世界の変更														-			
工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積が 20 ㎡を超えるもの) 新設 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更 土地の形質の変更(500 ㎡以上) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積 1,000 ㎡を超えるもの) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ 5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの) 6 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日 7 代理者の住所・氏名 住 所 氏 名 8 設計者の住所・氏名 住 所 氏 名								新築	坩	曽築	改築	<del>-</del>	移転	1	<b>多繕</b>	模棒	<b>羡替</b>
変更は当該部分の面積が 20 ㎡を超えるもの) 新設 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更							Į	_ 色彩の	変更								
新設 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更 土地の形質の変更 (500 ㎡以上) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 (面積 1,000 ㎡を超えるもの ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ 5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの ) 6 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日 7 代理者の住所・氏名 住 所 氏 名 8 設計者の住所・氏名 住 所 氏 名 9 施工者の住所・氏名 住 所								工作物(	高さ領	等の届出	基準値	を超:	えるもの、	、外額	朗の変す	更・色彩	彩の
世界の変更								変更は当	該部分	か面積	が 20	meを超	<b>望えるもの</b>	))			
土地の形質の変更(500 ㎡以上)         土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積 1,000 ㎡を超えるもの)         屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積         (高さ 5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの)         6 行為の期間着手予定日年月日完了予定日年月日         7 代理者の住所・氏名住所         氏名         8 設計者の住所・氏名住所         6 所         氏名								新設	坩	曽築	改築	i.	移転	1	<b>多繕</b>	模	羕替
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積 1,000 ㎡を超えるもの)         屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ 5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの)         6 行為の期間着手予定日年月日完了予定日年月日         7 代理者の住所・氏名住所 氏名         8 設計者の住所・氏名住所 氏名         9 施工者の住所・氏名住所							l	_ 色彩の	変更								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ5mまたは面積1,000 ㎡を超えるもの)       6 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日       7 代理者の住所・氏名 住 所 氏 名       8 設計者の住所・氏名 住 所 氏 名       9 施工者の住所・氏名 住 所								土地の形	質の変	变更(50	0 ㎡以	上)					
(高さ5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの)         6 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日         7 代理者の住所・氏名 住 所 氏名         8 設計者の住所・氏名 住 所 氏名         9 施工者の住所・氏名 住 所								土地の開	墾、ጏ	上石の採	取、鉱	物の	掘採(面種	責 1,00	00 ㎡を超	記えるも	<b>の)</b>
(高さ5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの)         6 行 為 の 期 間 着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日         7 代理者の住所・氏名 住 所 氏名         8 設計者の住所・氏名 住 所 氏名         9 施工者の住所・氏名 住 所								屋外にお	ける 🖯	上石、廃	棄物、	再生	資源その何	他の特	勿件の均	詳積	
6 行 為 の 期 間 着手予定日     年 月 日 完了予定日     年 月 日       7 代理者の住所・氏名     住 所 氏名       8 設計者の住所・氏名     住 所 氏名       9 施工者の住所・氏名     住 所								(高さ5)	nまた	は面積	1.000	·・・・・ ㎡を起	まるもの	))			
氏名       8 設計者の住所・氏名 住所       日	6	行	—— 為	の	期	間	着手					1			年	 月	日
氏名       8 設計者の住所・氏名 住所       日	7	代理	者の	住的	f•E	E名	住	所				<u> </u>					
氏名       9 施工者の住所・氏名 住 所							•—										
氏名       9 施工者の住所・氏名 住 所	8	設計	者の	住的	í·E	名	住	所									
							氏	名									
	9	施工	者の	住的	f·E	名	住	所									
		_				-	氏	名									

## 別記様式第4号(第5条関係)

### 景観計画区域内の行為の完了届

			年	月	日
川場村長	あて				
	届出者(住	所 ( 所在地 )			
	氏	名(名称、代表者)			ED
	電	話 (	)		

川場村みんなでつくる美しいむら条例施行規則第5条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	川場村大字
景観計画区域の	景観形成重点地区内
区別	景観形成重点地区外
敷 地 面 積	m²
行 為 の 種 類	建築物(延床面積 75 ㎡を超えるもの、増改築と外観の変更・色彩の変更
	は当該部分の面積が 20 ㎡を超えるもの)
	新築 増築 改築 移転 修繕 模様替
	色彩の変更
	工作物(高さ等の届出基準値を超えるもの、外観の変更・色彩の変更は当
	該部分の面積が 20 ㎡を超えるもの)
	新設 増築 改築 移転 修繕 模様替
	色彩の変更
	土地の形質の変更(500 ㎡以上)
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採(面積 1,000 ㎡を超えるもの)
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
	( 高さ 5mまたは面積 1,000 ㎡を超えるもの )
行為の期間	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
連絡先	住所
连 船 尤	氏 名 電話番号

添付資料

完了時のカラー写真(2方向以上)

### 景観計画区域内行為の届出に係る事前協議書

			年	月	E
川場村長	あて				
	届出者 住	所(所在地)			
	氏	名(名称、代表者)		(	印
	雷	話 (	)		

川場村みんなでつくる美しいむら条例第12条第1項の規定により下記の行為について協議します。

記

行為の場所	川場村大字		
景観計画区域の	景観形成重点地区 (		地区)内
区別	景観形成重点地区外		
敷 地 面 積		m²	
行為の種類	建築物(延床面積 75	5 ㎡を超えるもの、増改	対築と外観の変更・色彩の変更
	は当該部分の面崎が	20 m を超えるもの)	
	新築 増築	改築   移転	修繕模様替
	色彩の変更		
	工作物(高さ等の届品	出基準値を超えるもの、	外観の変更・色彩の変更は当
	該部分の面崎が 20 m	ổを超えるもの)	
	新設 増築	改築  移転	修繕模様替
	   色彩の変更		
	土地の形質の変更(生	500 m² V + V	
			責 1,000 ㎡を超えるもの)
		発棄物、再生資源そのM	
		元 1,000 ㎡を超えるもの	
	し回じ 川または田代	貝にいいこにんりしい	,
行為の期間	着手予定日 年		
行 為 の 期 間 代理者の住所・	,		
	着手予定日    年		
代理者の住所・	着手予定日 年住 所	月日完了予定	
代理者の住所・ 氏名・電話番号	着手予定日     年       住 所     氏 名	月日完了予定	
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・	着手予定日     年       住所     氏名       住所     任所	月 日 完了予定 電話番号	
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号	着手予定日     年       住所     氏名       住所     氏名	月 日 完了予定 電話番号	
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号	着手予定日     年       住所     氏名       住所     氏名       住所     任所	月 日 完了予定 電話番号 電話番号 電話番号	
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号	着手予定日     年       住所     氏名       住所     氏名       住所     氏名       住所     氏名	月 日 完了予定 電話番号 電話番号 電話番号	日 年 月 日
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号 備考 印の欄に 添付書類 1 届出書(別	着手予定日 年 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 は、記載しないでください	月 日 完了予定 電話番号 電話番号 電話番号	受付
代理者の住所・ 氏名・電話番号 設計者の住所・ 氏名・電話番号 施工者の住所・ 氏名・電話番号 備考 印の欄に 添付書類 1 届出書(別	着手予定日 年 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名	月 日 完了予定 電話番号 電話番号 電話番号	受付

げる図書

# 地元説明会報告書

年 月 日

川場村長	あて	<del>.</del>	
	届出者	住 所 ( 所在地 ) 氏 名 ( 名称、代表者 ) 電 話 ( )	<b>(</b> II)
川場村大字	地区に計画してい	1る行為について、地元説明会を	E行ったので報告いたします。
		記	
事業主の住所・	住 所		
氏名・電話番号	氏 名	電話番号	
設計者の住所・	住 所		
氏名・電話番号	氏 名	電話番号	
施工者の住所・	住 所		
氏名・電話番号	氏 名	電話番号	
備考 印の欄に	こは、記載しないで	ください。	受付
添付書類			
川提村みんかで	でつくろ羊しいおら	   冬例施行排則の別表第 ? に掲	

別記様式第7号(第9条関係)

## 美しいむらづくり活動団体認定申請書 ・助成金審査申請書

	+ ~			年	月	日
川場村長	あて	55 / 55 <del>/ 1</del> 4 \				
	氏	所 ( 所在地 ) 名 ( 名称、代表者 ) 話 (	)			

川場村みんなでつくる美しいむら条例第27条第1項の規定による登録・助成金審査を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名 称							
代 表 者							
設立の目的							
美しいむらづく					受付		
りのための活動							
に関する事項							
(活動内容)							
構成員の数							
登録年月日				登録番号			_
	年	月	日			第	号

備考 印の欄には、記載しないでください。

### 添付資料

- (1) 規約
- (2) 活動区域を表示する図面
- (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所
- (4) その他村長が必要と認める書類

## 美しいむらづくり活動団体登録変更届出書

						年	月		日
川場村長	あ <sup>-</sup>	7							
	届出者	住	所(所在地	也)					
		氏	名(名称、	代表者)				(EJ)	
		電	話	(	)				

景観形成活動団体の内容等に変更があったので、川場村みんなでつくる美しいむら条例施行規則 第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

団	体(	カ 名	称	
認	定	番	号	第    号
認	定位	∓ 月	田	年 月 日
変更	变	更	前	
事				
項	変	更	後	
变	更(	D 理	由	受付
変	更名	∓ 月	日	年 月 日

備考 印の欄には、記載しないでください。

添付資料

変更に関係する書類

川場村長

## 美しいむらづくり協定認定申請書

氏 名(名称、代表者)

あて

協定代表者(住)所(所在地)

年 月 日

ED

	電	話	(	)		
川場村みんなでつくる 認定されるよう、次のと			3項の規定に。	より、美しい	むらづくり	協定として
協定名称						
代 表 者						
協定の目的						
認定年月日			認定番号			
	年 月	日			第	号
備考 印の欄には、 添付資料 (1)協定書 (2)協定区域図 (3)協定締結者名簿 (4)その他村長が必要	記載しないでくだ	さい。		受付		